

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 8 月 3 日

三 朝 町 長

三朝町条例第18号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号) <u>第43条第1項第1号ホ又は第2号ホ若しくはハ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号) <u>第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき</p>

530円とする。
4～6 略

530円とする。
4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。